

05 空家対策は予防が大事です

●都市整備課(役場2階) ☎823-9634 FAX.823-9203

「実家が空家になった」など、誰もが空家の所有者になる可能性があります。空家を放置した場合、防災面や防犯面のリスクが上昇するほか、空家が原因で隣家が壊れたりした場合は、損害賠償責任を負う可能性があります。

まずは遺言書の作成や、家財整理が重要な入口となります。

その他、空家問題については各相談先に相談してください。

相談事例	相談先		電話番号
総合窓口	都市整備課(役場2階)		☎823-9634
環境衛生・防犯に関すること	町民生活課(役場2階)		☎823-9219
税に関すること	税務課(役場1階)		☎823-9245
利活用に関すること	魅力づくり推進課(役場3階)		☎823-9234
相続や遺言に関すること	広島司法書士会 (相続・登記相談センター)	広島市中区上八丁堀6-69 広島司法書士会館1F	☎0120-13-7832
	広島公証人合同役場 (遺言作成)	広島市中区中町7-41 三栄ビル9F	☎247-7277

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます

相続によって不動産を取得した相続人は、3年以内に相続登記の申請をする必要があります。

令和6年4月1日より前に発生した相続にも適用されます。その場合は令和6年4月1日から3年以内に申請が必要です。

くわしくは広島法務局不動産登記部門(☎228-5201自動音声ガイド①→⑤)へ問い合わせるか、広島法務局ホームページを確認してください。



06 マイナポイント申請サポート窓口の開設!

●住民課(役場1階) ☎823-9205 FAX.823-9627

マイナンバーカード取得後のマイナポイント申請サポート窓口を開設します。

- 開設期間 1月5日(木)～2月28日(火)予定(土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時30分 ただし毎週木曜日は19時まで。1月14日(土)と2月11日(土・祝)は休日開庁で8時30分～17時30分)
- 開設場所 加藤会館1階(上市4番14号)
- 申請に必要なもの ・マイナンバーカード ・マイナンバーカードの4ケタの暗証番号

最大 20,000 円分の
マイナポイントがもらえる!

マイナンバーカードの新規取得等で
最大 5,000 円分

健康保険証としての利用申込みで
7,500 円分

公金受取口座の登録で
7,500 円分

- ・公金受取口座の登録を希望する人は、本人名義の銀行口座番号、銀行名、本支店名が必要
- ・マイナポイント付与先として登録するキャッシュレス決済サービスのカードなど



マイナポイントについて
詳しくはこちらから→